

段階的な民営化を実施する。政府はそのスケジュールを公表し、今後の保険料と年金支給額に関する情報を完全にオープンにする。

- ②民営化のベースになるのは確定拠出型の個人勘定であり、年金積立への制度上の優遇措置はすべてこの個人勘定を対象としたものにする。個人勘定の具体的な形式としては、現行の財形年金貯蓄制度を大幅に改変・拡充したものが考えられるが、職種や就業形態の違いで制度上の格差が生じてはならない。
- ③企業年金は労使間の合意によって運営されるが、あくまでもこの個人勘定をベースとしたものとする。
- ④個人勘定の積立先は個人の選択に委ねるが、年金資産という性格上、金融機関によるリスク管理や情報開示、政府によるセイフティ・ネットの拡充を徹底する。
- ⑤段階的民営化に連動する形で、政府による公的年金の資産運用も段階的に縮小する。

**タイトル**：第13回「共済協会セミナー」報告 日本の社会保障と年金問題

**著者**：木村陽子（奈良女子大学生生活環境学部助教授）

**出典**：共済と保険 41(8) pp. 16-27

**出版社**：共済保険研究会

**出版年**：1999年

#### <論文テーマ>

(A) 論文タイプ：レビュー：公的年金の論拠・制度を概観し、99年改正を批評

(B) 99年改正は目新しいものもなくがっかりした。老後貯蓄の税制の検討が必要。

#### <論文の内容>

(A) 福祉国家を追求するなかで公共部門が個人の生活や民間企業の経済活動等に大きく干渉するようになってきた。しかし現在は、限られた資源のなかで目標をきちんと達成できるより効率的な運営が求められている。民間活力の推進、規制緩和、合理化が日本の構造改革の方向性であり、年金については基本的に現行枠組みの中で給付水準を抑制していくことに重点を置いている。医療と介護についても質を確保しながらコストを抑制する方向で改革を行っている。

(B) 公的年金は強制加入であるが、その根拠はパターンリズムと逆選択である。賦課方式はインフレには強いが高齢化に弱く、積立方式は高齢化に強いがインフレに弱いとされている。先進各国の年金財政健全化策は、従来どおり給付水準の引き下げと保険料率の引き上げが多い。スウェーデンでは保険機能と再分配機能を分離する、確定拠出を取り入れる、といった改革を行っている。

(C) 99年改革にはそれほど目新しいものはなく、がっかりしたが、厚生年金の民営化は日本ではあまり支持を受けないと考えられる。サラリーマン世帯がどれほど401K等に同意するかに依存する。基礎年金部分には目的税型消費税が入るのではないかと思う。雇用の流動化の進展等を考慮すれば、現在の民間保険と公的年金の税制上の差を見直し、老後貯蓄に課税優遇措置の枠を与える等の施策が必要だろう。

以上

**タイトル：**自縄自縛の年金「選択肢」——厚生年金民営化論が教える公的年金の本筋

**著者：**本間照光（青山学院大学経済学部教授）

**出典：**賃金と社会保障 No. 1232 pp.17-22

**出版社：**労働旬報社

**出版年：**1998年

### <論文テーマ>

(A) 論文タイプ：理論：公的年金民営化論は政府の責務の放棄になるとの主張

(B) 「民営化」論は自己責任と保険原理の貫徹だが、公平性・安全性で劣り、政府の責務の放棄である。基礎の名に値する基礎年金の充実、全額公費投入による土台の安定が不可欠。

### <論文の内容>

(A) 「年金改革に関する有識者調査」の質問から見てとれる通り、社会保障の領域における自己責任と保険原理の徹底、「公」の拡大と「私」の縮小の方向性は日本の政界や財界で際立っている。そのため、総じて豊かな高齢者像と高い年金水準が描き出され、給付の抑制と料率引き上げに帰着するようになっている。そこでは、高齢者全世帯の27%が生活保護水準であることや、貯蓄残高が2000万円を超えている世帯は全体の1割以下であること、「標準年金額」を受給している世帯は数%であることは伏せられてしまっている。

(B) 社会保障は「自助」が不可能であるという歴史的な性格を反映して保険性と社会性の2つの属性を持つ。日本では積立方式を採用しようとしたことなどに見られるように、保険原理が色濃く、市場経済至上主義と一体となっている。私的保険の原理が公的年金で貫かれた結果、超長期の積立を条件とする年金受給権の発生、給付反対給付均等の原則による逆進的な給付等の制度設計となっている。また、高所得者ほど他からの所得移転が大きく賦課方式に近く、低所得者ほど低年金で積立方式に近くなっており、所得の逆再分配とも言うべき状況になっている。これらの方向性の帰着が、国民年金の空洞化、無年金者問題、学生・第3号被保険者問題、代行部分の破綻、自主運用の利差損である。「民営化」はこのような危機を招いた自己責任・保険原理を徹底する方策であり、公的年金の自爆である。自己責任で勝手にやれと政府が民を捨てれば、日本社会の統合は失われよう。

(C) OECDは、①私的年金は公平性や安定性で劣り、深刻な不公平な問題をもたらす、②拠出建て制度の加入者は資産運用とインフレの全てのリスクを負う、と指摘している。多

数の最低生活を送れない高齢者が存在する現状を認識し、基礎の名に値するナショナルミニマムを保障し、年金制度の土台を安定させることが不可欠である。そのうえで、①著しく低い国と企業の負担のあり方、②負担能力に応じた負担、必要に応じた給付、③社会保障の充実による経済におけるビルトインスタビライザーの確立、という本筋を選択しなければならない。

---

---

## 分類項目：(4) 世代間の公平性

---

---

**タイトル**：公平性の基準と厚生年金改革の効果

**著者**：金子能宏（国立社会保障人口問題研究所社会保障応用分析研究部第3室長）

山本克也（国立社会保障人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員）

**出典**：季刊・社会保障研究 Vol. 36 No. 3 pp.435-453

**出版社**：国立社会保障人口問題研究所

**出版年**：2000年

### <論文テーマ>

(A) 論文タイプ：実証：Gini 係数の要因分解と厚生年金の学歴・コーホート別の収益率推計

(B) ジニ係数の要因分解によれば、年金給付の再分配効果は低く租税のほうが効果は大きい。所得が低いほど年金収益率が高くなるには報酬比例部分をかなり適正化する必要がある。

### <論文の内容>

(A) 所得分布の不平等化は、最近の年金改革の議論では世代間の公平性ほどには検討されていない。そこで、『所得再分配調査』のマイクロデータを用いて、所得分布のジニ係数の変化と所得の構成要素ごとの要因分解を行う。また、学歴別データを用いて、年金給付の生涯平均収益率をコーホート別に推計する。

(B) 世帯単位の当初所得のジニ係数は、1981年の0.34448から1993年の0.37897に増加したが、1996年には0.37427に低下した。不平等度の動きの要因としては雇用者所得が大きく、財産所得は比率が小さいために、動きは大きいもののジニ係数に与える影響は小さい。所得再分配後の公的再分配所得は1981年の0.31654から1993年の0.36406に増加したが、1996年には0.36217に低下した。公的再分配所得のジニ係数は当初所得のそれより低く、公的再分配により所得分布が平等化されたことがわかる。また、要因分解すると、租税はジニ係数を低下させる一方、社会保険料負担と年金給付の合わせた効果はジニ係数を上昇させている。これは厚生年金給付の報酬比例部分の存在に起因する。

学歴別・コーホート別にみた厚生年金の生涯平均収益率を推計すると、早く生まれたコーホートほど収益率が高く、若くなるに従い一定値に収束する。学歴別には、報酬比例部分では所得階層が高いほど収益率が高いが、基礎年金部分では所得階層が低いほど収益率が高い。併せてみれば、1940年生まれより若いコーホートでは所得階層が高いほど収益率が高い。年金全体として所得階層が低いほど収益率が高く、公的年金を通じた所得再分配効果が発揮されるためには、報酬比例部分の削減が必要である。具体的には、報酬比例部分の60%の一律削減か、大卒、高専・短大卒、高卒、中卒のそれぞれについて報酬比例部分を40%、30%、20%、10%と逡減的に削減するによって達成されるとのシミュレーション結果を得た。

(C) 世代間の公平性を維持するための給付抑制方法としての報酬比例部分の削減は世代内の所得再分配政策の観点から評価できる。諸外国の動向からみても、給付の適正化を報酬比例部分の望ましいあり方から検討し、世代間の公平性と世代内の公平性を両立させる政策の展開が重要である。

以 上

**タイトル**：厚生年金の積立方式への移行

**著者**：八田達夫（大阪大学社会経済研究所教授）

**出典**：八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』

**出版社**：日本経済新聞社

**出版年**：1998年

### <論文テーマ>

(A) 論文タイプ：実証：厚生年金の積立方式への移行が世代間不公平にもたらす効果の実証

(B) 保険料率の一律化・給付改革・支給開始年齢の弾力化で世代間不公平を減少させ、完全積立方式への移行を達成することができる。

### <論文の内容>

(A) 世代間不公平と保険料高騰・年金財政の危機はコインの裏表である。その原因は賦課方式の採用にある。問題の解決のためには、給付が保険数理的に保険料と等しくなる積立方式へ移行すべきである。移行に際しては過去の大盤振る舞いの処理を一般財源で行う必要がある。これにより、労働供給意欲を阻害せず、将来の勤労者の負担を軽減することができる。

(B) 現在の生涯純受給率を推定してみると、40歳以上の世代は得になり、30歳よりも若い世代は損になる。これを改めるため、①前倒しで保険料率を引き上げて固定する、②報酬比例部分のネット賃金スライドを2000～2015年の間停止する、③支給開始年齢を弾力化する、という内容の改革を行い、若い世代の負担を軽減し、世代間不公平を縮小することを考える。2150年に完全積立方式を達成するように、国庫負担をそのままにしてこれらの改革を行えば、保険料率は25.1%で一律化され、最終的な純受給率は-13.8%から-8.6%へ改善する。保険料25.1%のうち、自身のための保険料は17.1%、過去の年金純債務の返済に充てられるのは8.0%と区分経理される。17.1%の保険料のもとで過去の年金純債務を一般会計から国庫負担するとすれば、GDPの0.99%の国庫負担でよい。あるいは、年金純債務をGDPの一定比率に保つだけであれば、GDP成長率と利子率の差の分だけ国庫負担していけば十分である。

(C) 完全積立方式の移行への批判、①インフレに弱い、②世代の助け合いに反する、③二

重の負担が存在する，④世代内再分配を否定する，はいずれも根拠に欠ける．また，賦課方式を維持し保険料負担を将来増大させることは年金制度の存続自体を政治的に危うくする．公的年金制度を保険の原点に戻して保険料率を前倒しして引き上げ，再分配部分を分離することで抜本的年金改革の第1歩が始まる．

以 上



**タイトル：**基礎年金の財源と受給及び負担の世代間格差

**著者：**小口登良（専修大学商学部教授）

**出典：**八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』

**出版社：**日本経済新聞社

**出版年：**1998年

### <論文テーマ>

(A) 論文タイプ：実証：基礎年金の財源を税に求めたときの世代間不公平への効果の実証

(B) 基礎年金の財源としては、消費税よりも所得税が世代間不公平の是正に寄与する。

### <論文の内容>

(A) 基礎年金は老後の生活を保障する最低限の所得を提供する役割を期待されている。そのため、税を基礎年金の財源として、現在の所得再分配機能を整理する案がある。ここでは、財源を所得税・消費税にしたときに厚生年金加入者の世代間格差がどう変化するかをシミュレーションする。

(B) 基礎年金財源のうち、現在保険料で賄われている  $\frac{2}{3}$  の分を新たに税で徴収し、その分の厚生年金保険料を引き下げるとしてシミュレーションした。その結果、消費税を用いた場合、2005年で消費税率の引き上げは5.7%ポイント、保険料率の引き下げは6.4%ポイントとなる。所得税では、所得税率の引き上げは2.7%ポイント、保険料率の引き下げは2.8%ポイントとなる。所得税・消費税のいずれの財源を用いる場合も、厚生年金加入者については全世代で生涯純受給率は改善し、改善の幅は後の世代ほど大きくなる。これは厚生年金加入者以外の負担が増加するためである。受給率・負担率とも消費税を用いた場合のほうが上昇率は高く、純受給率の上昇も消費税を用いた場合のほうが高い。ただし、消費税を用いた場合は1935年生まれの純受給率を大きく引き上げるため、世代間の不平等解消効果は所得税のほうが大きい。また、税率をより長期にわたって固定したほうが世代間の不平等解消効果は大きい。

(C) ネット貸金スライド制が税の種類による不平等への効果を左右する。消費税を財源とする場合、①物価スライド、②年金保険料引き下げ→現役世代の手取り所得増加→給付増加、の2つの経路によって給付額が増加するため、若年世代の負担軽減効果は小さい。一方、所得税を財源とする場合、手取り所得減少→給付減少の経路が存在するため、世代間

の不等解消効果は大きい。

**タイトル**：公的年金における世代間の負担の公平は必要か

**著者**：杉野剛司（厚生年金基金連合会常務理事）

**出典**：関西経協 52(11) pp.4-8

**出版社**：関西経営者協会

**出版年**：1998年

### <論文テーマ>

(A) 論文タイプ：理論：世代間負担の公平性の考え方に異議。

(B) 公的年金は社会保障であり、社会全体の助け合いであって損得論にはなじまない。

### <論文の内容>

(A) 公的年金の負担給付の関係が世代間で不公平だという議論があるが、若い人たちが年金をもらえなくなることは決してありえない。制度の歴史が西欧と比較して浅い日本で、世代間の不公平が年金制度のなかだけで必要なのだろうか？

(B) 公的年金制度は「世代と世代の助け合い」を基本理念としているが、財政方式のあり方を規定するものではない。厚生年金、国民年金ともに賦課方式の色彩が強くなっているが、積立方式の考え方を維持している。積立方式では、物価賃金が上昇すれば、給付の実質価値を維持するために現役世代の追加負担が必要となることは明らかであるし、賦課方式では少子高齢化の進展により現役世代の負担が重くなることは明らかである。段階保険料方式のもとでは、前提次第で負担の公平性を示す数値は変化しうる。

(C) 公的年金は社会保障制度であり、払った保険料がそのまま戻ってくるといったものではない。また、①現在の受給世代は保険料を支払った期間が短く、インフレなどのために払い込んだ保険料は小さく評価されている、②現在の受給世代はその親を私的に扶養したことを評価されていない、③教育や社会資本等を将来世代は享受できる、等の理由もあり、給付と負担が見合わないといった発言は不適切である。公的年金の社会保障としての性格を考えずに、拠出と給付の関係のみに着目し、世代間の負担の公平とか、公的年金の有利不利や、ましてや損得論まで発展することは適切でない。世代間の公平性は、1年金だけの狭い世界で論ずべきものではないと思う。

---

---

**分類項目：(5) 女性の年金問題（2号被保険者の保険料、就業形態変化への対応）**

---

---

**タイトル：**論評 女性の年金制度改革について

**著者：**駒村康平

**出典：**週刊社会保障 [ISSN:13435736] 55(2120) 2001.1.22 p24・27

**出版社：**法研

**出版年：**2001

**<論文テーマ>**

現行の国民年金第三号被保険者制度（労働者の妻に対する年金）の問題点を整理した上で、現行制度における給付と拠出の対応関係の齟齬を指摘し、「女性の年金」の制度改革の方向性を提示する。

**<論文の内容>**

現在の女性の年金制度に対しては、①中立性（効率性）②公平性の両面から問題が指摘されている。①国民年金第三号被保険者の要件が所得百三十万円以下であるため、パート主婦が就業調整を行う可能性があり、専業主婦の職業選択に非中立的な影響を及ぼしている。②国民年金第三号被保険者は、自ら保険料を負担しないで給付を受けており、その負担が他の国民年金第二号被保険者（被用者保険本人）に押しつけられている。これは、共働き世帯では、専業主婦世帯に比べて、基礎年金部分の保険料の一人当たり平均負担額が高くなっていることから検証される。

年金の財源を税で調達する場合に比べて、社会保険で調達する場合の優位性は、給付と拠出の「擬似的な対応関係」を個人レベルでも実現しうることにある。国民年金（第一号被保険者）は定額負担・定額給付であり、厚生年金は所得比例負担・所得比例給付である。それに対して、国民年金第二号被保険者にとっての基礎年金は、所得比例で拠出し、定額で給付を受けることになる。また国民年金第三号被保険者も同様の扱いであるが、所得がゼロである（とみなされる）ため、負担なしに定額給付を受けることになる。

今後、政策基準として社会保険制度の資源配分に対する中立性を重視するならば、被用者社会保険の給付と負担の関係を見直し、「期待される受益に応じた負担」という考え方を強化する必要がある。改革の方向性として以下の三点を提示する。これらの改革は、ばらばらではなく一括して行う必要がある。

- ①被用者保険の基礎年金部分における応益負担原則の強化。具体的には、専業主婦世帯から定額の基礎年金保険料を徴収する方法や、第二号被保険者を「専業主婦がいるグループ」と「共働き・独身グループ」に分けて、第三号被保険者の保険料は「専業主婦がいるグループ」だけから徴収する方法などが考えられる。後者の案では前者に比べて低所得世帯の負担が小さくなる。
- ②厚生年金などの報酬比例部分については、専業主婦も報酬比例年金の形成に貢献していることを考慮し、夫婦間の「年金分割」の仕組みを組み込む。
- ③賦課方式の年金制度のもとでは子供は将来の年金の支え手である。子供を持つ家計を支援するよう、年金からの子育て支援の給付を行うか、あるいは子育て中の世帯に対して、専業・共働きを区別せず、保険料の減額措置を行う。

(以上)

タイトル：「女性の年金」不公平論を整理する——第三号被保険者（専業主婦）問題の見方・考え方——

著者：杉井静子（弁護士・東京／三多摩法律事務所）

出典：賃金と社会保障 No. 1235 pp.25-34

出版社：労働旬報社

出版年：1998年

#### <論文テーマ>

(A) 論文タイプ：理論：第3号被保険者問題の解決策の検討

(B) 第3号被保険者制度は被扶養型パート労働の奨励政策の顕現である。全額国庫の基礎年金を整備し、空洞化を解決することが個人単位の年金整備への第一歩である。

#### <論文の内容>

(A) 第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養されている配偶者はまったく保険料を払わずに基礎年金を受給できるという点で、独身や共働きの女性には当初から不公平感を持たせる制度であった。制度の背景には、専業主婦に内助の功と家庭責任を求める固定的性別役割分業の思想がある。賃金を上げれば130万円の壁にぶつかることを考えれば、パートの主婦を低賃金に縛りつけ、女性全体の賃金水準を引き下げる女性の低賃金政策の一環と取れる。

(B) 女性の間でも立場によって主張が対立する第3号被保険者制度だが、不況の長期化のなかで家計を維持するためにパートをせざるを得ない状況を見越した、「男は仕事、女は家庭プラス一定の所得を得る仕事も」という「被扶養型パート労働」を奨励する制度といえる。パートの妻からの保険料徴収という改正案は、主婦労働力が医療、介護、保育等の労働市場へ進出し、保険料負担も可能になる程度の所得を得ることを狙ったものである。女子保護規定の撤廃を考えれば、パートの名のもと、低賃金で家庭責任を負う女性を1日8時間以上も働かせることになる。またこの案は、専業主婦優遇批判に答えていないし、世帯単位での発想も変化していない。さらに、パートに出なければならぬ貧しい世帯の負担を増やし不平等を拡大する。それゆえ、この案は解決策になっていない。

(C) 家庭責任というハンディキャップをハンディキャップとしない社会の形成を基本思想とすべきだ。家計を立ち行かせるために働くパート主婦が増え、無年金者が出る現状に鑑

みれば、全額国庫負担（税金でまかなう。国民からは無拠出）の基礎年金制度を確立し、第3号被保険者問題を解決すべきだ。これは個人単位の社会保障制度を創る第一歩である。

以 上

**タイトル：**女性の年金についての改革諸提案

**著者：**石川昭子

**出典：**女性と労働 1999年8巻29号 pp.6-21

**出版社：**

**出版年：**

### ＜論文テーマ＞

- ・(サラリーマンの妻の) 遺族年金の不公平解消について
- ・第三号被保険者問題について

### ＜論文の内容＞

#### ●遺族年金制度について

サラリーマン家庭で夫婦ともに65歳以上になり、夫婦の年金収入で生活していたところ、夫が亡くなったという場合、妻の年金について、現行制度では3つの選択肢がある。

- ①妻自身の老齢厚生年金を夫の死後も継続して受ける。この場合、夫の遺族年金を受けることはできない。(妻の厚生年金が夫よりかなり多かった場合)
- ②遺族厚生年金(夫の年金の3/4)を受取る。妻自身の厚生年金は放棄することになる。(専業主婦の場合・妻の厚生年金が夫の厚生年金の半分に満たない場合)
- ③夫の遺族年金の2/3(=厚生年金の1/2)と妻の厚生年金の1/2とを併せて受ける。これは前回の年金改革時に新たに設けられた選択肢である。(妻の年金が夫の年金の半分より多い場合)

選択肢③は「一人一年金」の原則を破る画期的なものであり、筆者はその意味でこれを高く評価する。②よりも③が常に選ばれるような改革案が望まれる。

年金制度は、個人単位にすれはうまくいくというものではなく、少なくとも遺族年金については世帯単位の考え方が必要である。個人単位の年金という考え方を徹底すれば遺族年金廃止という主張につながるが、筆者はこれには反対である。女性の人生には幅広い選択肢を残すべきである。女性を専業主婦に固定するような制度はむしろ良くないが、遺族年金を廃止することによって、専業主婦という選択肢をとりにくくなることもまた望ましくない。



### ●第三号被保険者制度について

1985年改革で第三号被保険者制度が導入される以前には、サラリーマンの妻の3/4は国民保険に任意加入していた。任意加入の時には保険料を払っていたのに、強制加入になると払わなくて良くなったというのは納得しがたい。妻が自分名義の年金を得るために、夫の収入から保険料を払っていたというのはかなり望ましい状態であったと考えられる。第三号被保険者制度はこの事実とその意味を完全に無視してできた制度である。

制度ができる以前の現実をふまえて考えると、「三号は所得がないから払えない」という主張には根拠がない。また「三号は所得がないから払わなくてよい」という主張があるが、社会保険は社会福祉とは異なるのであり、給付と負担の関係を厳しく考えるべきである。「三号は夫が払っているから払う必要がない」という主張もあるが、三号の保険料は共働き世帯も負担する結果となっており、適切でない。

### ●第三号被保険者問題の解決案

- ①サラリーマンの妻が、夫の加入する厚生年金ではなく、国民年金の独立した被保険者となるようにする。今後は三号が全員保険料を納めるのを原則とする一方、育児期間中の母親に対しては無条件に保険料を免除する。
- ②それが困難であれば、専業主婦を持つ夫の保険料のうち半分は、妻の保険料であったと擬制して考えることにする。これは専業主婦を妻に持つ夫に、もっとこの問題に関心を持ってもらうための策でもある。

**タイトル：**〈インタビュー・この人に聞く〉女性の社会進出等の変化に適応した制度を構築

**著者：**袖井孝子（お茶の水女子大学教授、「女性と年金検討会」座長） 週間

**出典：**週間社会保障 2000年54巻2102号 pp.4-5

**出版社：**

**出版年：**

### 〈論文テーマ〉

「女性と年金検討会」設置に際して、設置の背景・検討会の性格・議論の課題・座長の袖井氏の社会保障に対する考え方などを聞く

### 〈論文の内容〉

- 女性と年金をめぐる課題については以前から議論されていたが、検討会の設置の直接の契機は、年金審議会の意見書において「別途検討の場を設けて早急に検討に着手すべき」と書かれたことである。
- 委員構成については、女性の割合が多く、また年金の専門家は意外に少ない。つまり年金制度そのものの議論よりも、女性の生活・ライフスタイルの変化に対応した年金のあり方を検討する委員会という色彩が強い。今後一年半ほど議論を行い、平成十三年度末をめどに報告書をまとめたいと思っている。
- 第三号被保険者制度をどう考えるのかが大きな課題となる。まず、女性のライフサイクルの実態を把握したい。また、遺族年金の改革も大きな課題である。遺族年金では専業主婦が優遇されすぎており、逆に女性の社会進出を妨げている。第三号被保険者制度により女性の年金権が確立したと厚生省はいうが、あの形が果たして良かったのかどうかは未だに疑問が残る。
- 将来の年金制度の展望について、個人的には皆保険・皆年金制度をつぶしたくはないと考えている。社会保障制度は国民の安心感の支えであるから、これを潰したら国に対する信頼がなくなってしまう。昨今、自助努力と民営化が説かれるが、社会保障のベースを崩してはいけないと思う。
- 介護保険制度は低額の年金受給者からも保険料を徴収するシステムになっている。これが、高齢者も保険料を負担するきっかけになるのではないか。また、年金の受給年

齢については引き上げざるを得ないのではないか。あと、トータルの労働年齢を基準に、個別に受給開始年齢を決めることも一案だろう。

**タイトル：**女性と年金をめぐって

**著者：**国広陽子（武蔵大学社会学部助教授）

**出典：**国際労働運動 2000年30巻9号 pp.16-21

**出版社：**

**出版年：**

### <論文テーマ>

- ・「女性と年金検討委員会」への期待
- ・第三号被保険者制度について

### <論文の内容>

○厚生省は2000年7月に、「女性のライフスタイルの変化などに対応した年金のあり方に関する検討委員会（略称：女性と年金検討委員会）」を発足させた。現行の公的年金制度は専業主婦を想定して整備されてきた部分が多く、現実とのズレが広がっている。男女平等の視点からの年金制度の見直しを求めてきた市民グループは、従来からこのような委員会の早期設置に期待を寄せていたが、それが今回ようやく実現をみたものである。99年6月から施行された、「男女共同参画社会基本法」に矛盾しないような制度に改正するための議論を期待したい。

○第三号被保険者制度の基本的問題は、サラリーマンの妻の保険料を、本人や夫ではなく、事業主と勤め人全体が負担する点である。この矛盾の解決策としては、①第三号被保険者制度を解消し、第一号被保険者として本人が保険料を負担する方法（個人単位化）②第三号被保険者制度を残し、第二号被保険者である配偶者の保険料に上乘せする方法（夫婦単位化）がある。

○女性の年金加入を年齢階級別に図示してみると、女子労働力率のM字型の二つ目の山が正規雇用でないことが如実に示される。また、パートタイマーの年収分布が90～100万円に集中していることが、女性たちの「選択」の結果としての就労調整を物語っている。第三号被保険者は「優遇」されているように見えて、制度上は半人前の扱いである。既婚女性の労働力を低賃金のパートの範囲に押し込めることなく、その能力を十分に発揮して働きやすい環境を作ってゆくことが重要である。